

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

軽微な修正については記載省略

修正案（令和4年5月）	修正前（令和3年3月）	備考						
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1節（略）</p> <p>第2節 計画の性格</p> <p>1.（略）</p> <p>2.（略）</p> <p><b>3. 鳥取県広域住民避難計画（鳥根原子力発電所事故対応）との関係</b></p> <p><u>この計画に定める避難について、広域住民避難計画としてその実施要領について計画を定めておくものとする。</u></p> <p>4～6.（略）</p> <p><b>7. 鳥根地域の緊急時対応</b></p> <p><u>避難計画を含む鳥根地域の緊急時における対応（「鳥根地域の緊急時対応」）は、鳥根地域原子力防災協議会において、関係府省庁、鳥根県、鳥取県、関係6市等により、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることが確認され、原子力防災会議（議長：内閣総理大臣）で報告・了承された。</u></p> <p>・表1-1 「鳥根地域の緊急時対応」の策定状況</p> <p style="text-align: center;"><b>表1-1 「鳥根地域の緊急時対応」の策定状況</b></p> <table border="1" data-bbox="132 815 1037 906"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>鳥根地域原子力防災協議会による確認</th> <th>原子力防災会議での了承</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥根地域の緊急時対応</td> <td>令和3年7月30日</td> <td>令和3年9月7日</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>8. 鳥取県国民保護計画との関係（原子力発電所への武力攻撃事態等に係る対応）</b></p> <p><u>原子力発電所に対する武力攻撃事態や緊急対処事態が発生した場合については、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第一百二十二号）の枠組みの下、鳥取県国民保護計画により国民保護措置等を実施する。</u></p> <p><u>国民保護措置の実施に当たっては、防災基本計画（原子力災害対策編）の定めと同様の措置を講ずることを基本とする。</u></p> <p><u>なお、原子力発電所事故等の発生要因が武力攻撃等によるものか明確でなく、政府による武力攻撃事態又は緊急対処事態の認定がなされるまでの間においては、国や事業者等からの情報収集に努めるとともに、地域防災計画に基づく住民の防護措置等を行うものとする。</u></p> <p>第3、4節（略）</p> <p>第5節 計画の基礎とすべき災害の想定</p>	名称	鳥根地域原子力防災協議会による確認	原子力防災会議での了承	鳥根地域の緊急時対応	令和3年7月30日	令和3年9月7日	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1節（略）</p> <p>第2節 計画の性格</p> <p>1.（略）</p> <p>2.（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><b>3～5.（略）</b></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>第3、4節（略）</p> <p>第5節 計画の基礎とすべき災害の想定</p>	<p>・所要の修正</p> <p>・「鳥根地域の緊急時対応」の反映</p> <p>・所要の修正</p>
名称	鳥根地域原子力防災協議会による確認	原子力防災会議での了承						
鳥根地域の緊急時対応	令和3年7月30日	令和3年9月7日						

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

修正案（令和4年5月）	修正前（令和3年3月）	備考																		
<p>1. 鳥取県に影響する原子力施設 (略)</p> <p style="text-align: center;">表 1-2 鳥取県に影響する原子力施設の概要</p> <table border="1" data-bbox="174 352 1048 772"> <thead> <tr> <th>原子力施設</th> <th>所在地</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中国電力株式会社 島根原子力発電所</td> <td>島根県松江市鹿 島町片匂654-1</td> <td>着工/運転開始/経過年数（令和4年3月時点） ・ 1号機：昭和45年2月/昭和49年3月/<u>廃止決定</u> （平成29年4月廃止措置認可、同年7月廃止措置 作業着手） ・ 2号機：昭和59年2月/平成元年2月/<u>33年</u> ・ 3号機：平成17年12月/未定/－</td> </tr> <tr> <td>国立研究開発法人 日本原子力研究開 発機構人形峠環境 技術センター</td> <td>岡山県苫田郡鏡 野町上齋原1550</td> <td>核燃料物質使用施設 核燃料物質加工施設（令和3年1月加工事業に係る 廃止措置計画認可）</td> </tr> </tbody> </table> <p>図（略）</p> <p>2. 島根原子力発電所（原子炉施設）で想定される放出形態 (1) 島根原子力発電所2号機 （略）実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電 所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、溶融炉心から発生し た水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性希ガス、放射性ヨウ素、 放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却 に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故 による放出形態は単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要 がある。 <u>なお、いわゆる実用発電用原子炉に係る新規制基準の適合性審査では、セシウ ム137の放出量が100テラベクレルを下回ることが要求される。</u></p> <p>3. (略)</p> <p>第6節、第7節（略）</p> <p>第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱</p>	原子力施設	所在地	概要	中国電力株式会社 島根原子力発電所	島根県松江市鹿 島町片匂654-1	着工/運転開始/経過年数（令和4年3月時点） ・ 1号機：昭和45年2月/昭和49年3月/ <u>廃止決定</u> （平成29年4月廃止措置認可、同年7月廃止措置 作業着手） ・ 2号機：昭和59年2月/平成元年2月/ <u>33年</u> ・ 3号機：平成17年12月/未定/－	国立研究開発法人 日本原子力研究開 発機構人形峠環境 技術センター	岡山県苫田郡鏡 野町上齋原1550	核燃料物質使用施設 核燃料物質加工施設（令和3年1月加工事業に係る 廃止措置計画認可）	<p>1. 鳥取県に影響する原子力施設 (略)</p> <p style="text-align: center;">表 1-1 鳥取県に影響する原子力施設の概要</p> <table border="1" data-bbox="1102 352 1989 772"> <thead> <tr> <th>原子力施設</th> <th>所在地</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中国電力株式会社 島根原子力発電所</td> <td>島根県松江市鹿 島町片匂654-1</td> <td>着工/運転開始/経過年数（令和3年3月時点） ・ 1号機：昭和45年2月/昭和49年3月/<u>47年</u> （平成29年4月廃止措置認可、同年7月廃止措置 作業着手） ・ 2号機：昭和59年2月/平成元年2月/<u>32年</u> ・ 3号機：平成17年12月/未定/－</td> </tr> <tr> <td>国立研究開発法人 日本原子力研究開 発機構人形峠環境 技術センター</td> <td>岡山県苫田郡鏡 野町上齋原1550</td> <td>核燃料物質使用施設 核燃料物質加工施設（令和3年1月加工事業に係る 廃止措置計画認可）</td> </tr> </tbody> </table> <p>図（略）</p> <p>2. 島根原子力発電所（原子炉施設）で想定される放出形態 (1) 島根原子力発電所2号機 （略）実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電 所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、溶融炉心から発生し た水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性希ガス、放射性ヨウ素、 放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却 に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故 による放出形態は単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要 がある。</p> <p>3. (略)</p> <p>第6節、第7節（略）</p> <p>第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱</p>	原子力施設	所在地	概要	中国電力株式会社 島根原子力発電所	島根県松江市鹿 島町片匂654-1	着工/運転開始/経過年数（令和3年3月時点） ・ 1号機：昭和45年2月/昭和49年3月/ <u>47年</u> （平成29年4月廃止措置認可、同年7月廃止措置 作業着手） ・ 2号機：昭和59年2月/平成元年2月/ <u>32年</u> ・ 3号機：平成17年12月/未定/－	国立研究開発法人 日本原子力研究開 発機構人形峠環境 技術センター	岡山県苫田郡鏡 野町上齋原1550	核燃料物質使用施設 核燃料物質加工施設（令和3年1月加工事業に係る 廃止措置計画認可）	<p>・ 所要の修正</p> <p>・ 所要の修正</p>
原子力施設	所在地	概要																		
中国電力株式会社 島根原子力発電所	島根県松江市鹿 島町片匂654-1	着工/運転開始/経過年数（令和4年3月時点） ・ 1号機：昭和45年2月/昭和49年3月/ <u>廃止決定</u> （平成29年4月廃止措置認可、同年7月廃止措置 作業着手） ・ 2号機：昭和59年2月/平成元年2月/ <u>33年</u> ・ 3号機：平成17年12月/未定/－																		
国立研究開発法人 日本原子力研究開 発機構人形峠環境 技術センター	岡山県苫田郡鏡 野町上齋原1550	核燃料物質使用施設 核燃料物質加工施設（令和3年1月加工事業に係る 廃止措置計画認可）																		
原子力施設	所在地	概要																		
中国電力株式会社 島根原子力発電所	島根県松江市鹿 島町片匂654-1	着工/運転開始/経過年数（令和3年3月時点） ・ 1号機：昭和45年2月/昭和49年3月/ <u>47年</u> （平成29年4月廃止措置認可、同年7月廃止措置 作業着手） ・ 2号機：昭和59年2月/平成元年2月/ <u>32年</u> ・ 3号機：平成17年12月/未定/－																		
国立研究開発法人 日本原子力研究開 発機構人形峠環境 技術センター	岡山県苫田郡鏡 野町上齋原1550	核燃料物質使用施設 核燃料物質加工施設（令和3年1月加工事業に係る 廃止措置計画認可）																		

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

修正案（令和4年5月）				修正前（令和3年3月）				備考	
機関名		連絡窓口	処理すべき事務又は業務の大綱	機関名		連絡窓口	処理すべき事務又は業務の大綱		
鳥取県		原子力安全対策課 <u>新型コロナウイルス感染症対策推進課</u> 福祉保健課 健康政策課 医療政策課 医療・保険課 環境立県推進課 原子力環境センター	1～20（略） 21 原子力災害医療活動（避難退域時検査、 <u>簡易除染及び甲状腺被ばく線量モニタリング</u> を含む） 22～30（略）	鳥取県		原子力安全対策課 <u>(新設)</u>  福祉保健課 健康政策課 医療政策課 医療・保険課 環境立県推進課 原子力環境センター	1～20（略） 21 原子力災害医療活動（避難退域時検査及び <u>簡易除染</u> を含む） 22～30（略）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所要の修正</li> <li>・原子力災害対策指針の修正の反映</li> </ul>	
(略)				(略)					
指定公共機関	エヌ・ティ・エヌ・コミュニケーションズ（株）	<u>プラットフォームサービス本部事業推進部危機管理室</u>	(略)	指定公共機関	エヌ・ティ・エヌ・コミュニケーションズ（株）	—	(略)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・所要の修正</li> </ul>
	KDDI（株）	中国総支社 <u>管理部</u>	(略)		KDDI（株）	中国総支社	(略)		
(略)				(略)					
中国電力(株)	島根原子力本部 鳥取支社	1～11（略） 12 県等が行う避難退域時検査、簡易除染及び <u>甲状腺被ばく線量モニタリング</u> 等への協力 13（略） <u>14 生活物資の支援</u> <u>15 福祉車両の確保</u> <u>16 被災者の損害賠償請求等への対応</u>	中国電力(株)	島根原子力本部 鳥取支社	1～11（略） 12 県等が行う避難退域時検査、簡易除染等への協力 13（略） <u>14 被災者の損害賠償請求等への対応</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力災害対策指針の修正の反映</li> <li>・「島根地域の緊急時対応」の記載反映</li> </ul>			
		(略)					(略)		

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

修正案（令和4年5月）				修正前（令和3年3月）				備考
	(国研) 量子科学技術 研究開発 発機構	<u>量子生命・医学部</u> <u>放射線医学研</u> <u>究所運営企画室</u>	(略)		(国研) 量子科学技術 研究開発 発機構	放射線医学 <u>総合</u> 研究所	(略)	・名称変更
指定地 方公共 機関	(株) エフエ ム山陰	鳥取支社	(略)	指定地 方公共 機関	(株) エフエ ム山陰	鳥取支社 <u>米子支社</u>	(略)	・所要の修正
(略)				(略)				
原子力 災害医 療機関	<u>基幹高</u> <u>度被ば</u> <u>く医療</u> <u>支援セ</u> <u>ンター</u>	<u>国立研究開発法</u> <u>人量子科学技術</u> <u>研究開発機構</u>	<u>1 特に重篤な被ばくを伴う傷病者</u> <u>への診療等</u> <u>2 原子力災害医療に係る研究開発</u> <u>や人材育成</u>	原子力 災害医 療機関	<u>(新設)</u>			・原子力災害対策指 針の修正の反映
	高度被 ばく医 療支援 センタ ー	広島大学	1 (略) 2 原子力災害医療に関する医療機 関等への専門教育研修等の実施	高度被 ばく医 療支援 センタ ー	広島大学	1 (略) 2 原子力災害医療に関する医療機 関等への <u>高度</u> 専門教育研修等の実 施		・原子力災害対策指 針の修正の反映
(略)				(略)				
原子力 災害拠 点病院	鳥取大学医学部 附属病院 鳥取県立中央病 院	1 原子力災害時における傷病者等 の受入 2 被ばくがある傷病者等への診療 等の実施 3 原子力災害医療派遣チームの受 入及び派遣 <u>4 県が実施する原子力災害対策へ</u> <u>の協力</u> <u>5 原子力災害医療協力機関の職員</u> <u>等に対する研修実施又は県が実施</u> <u>する研修への協力</u>		原子力 災害拠 点病院	鳥取大学医学部 附属病院 鳥取県立中央病 院	1 原子力災害時における傷病者等 の受入 2 被ばくがある傷病者等への診療 等の実施 3 原子力災害医療派遣チームの受 入及び派遣 <u>(新設)</u>		・原子力災害対策指 針の修正の反映
原子力 災害医 療協力 機関	別記のとおり	1 原子力災害拠点病院等が実施す る原子力災害医療に対する <u>協力</u> 2 県等が実施する原子力災害対策 等に対する <u>協力</u> <u>3 被ばくがある傷病者等に対する</u>		原子力 災害医 療協力 機関	別記のとおり	1 原子力災害拠点病院等が実施す る原子力災害医療に対する <u>支援</u> 2 県等が実施する原子力災害対策 等に対する <u>支援</u> <u>(新設)</u>		・原子力災害対策指 針の修正の反映

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

修正案（令和4年5月）				修正前（令和3年3月）				備考
			<p><u>初期診療及び救急診療の提供</u></p> <p><u>4 県が行う住民等の被ばくや汚染に対する検査（避難退域時検査及び甲状腺被ばく線量モニタリング等）への協力</u></p>					
(略)				(略)				
(略)				(略)				・所要の修正
機関名		処理すべき事務又は業務の大綱		機関名		処理すべき事務又は業務の大綱		
原子力規制事務所（島根、上齋原）	原子力運転検査官	1 原子力発電所又は <u>核燃料加工施設</u> の運転状況、設備の保全状況、保安規定の順守状況等について <u>監視指導</u> 等		原子力規制事務所（島根、上齋原）	原子力運転検査官	1 原子力発電所又は <u>原子力施設</u> の運転状況、設備の保全状況、保安規定の順守状況等について <u>巡視検討</u> 等		
		(略)				(略)		
第2章 原子力災害事前対策				第2章 原子力災害事前対策				・安全協定改定の反映
第1節、第2節 (略)				第1節、第2節 (略)				
第3節 報告の徴収と立入検査等				第3節 報告の徴収と立入検査等				・安全協定改定の反映
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 立入検査の実施</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 関係周辺市は、県が島根原子力発電所に立入検査を行う場合において、その職員を<u>安全協定の運営要綱（以下「運営要綱」という。）第8条第2項に基づき、立ち入らせて確認（以下「立入確認」という。）すること</u>として同行させることができるものとする。</p> <p>⑥ (略)</p> <p>(3) <u>立入調査等</u>の実施</p> <p>① <u>島根原子力発電所</u></p> <p>ア 県は、原子力事業所周辺の安全を確保するため必要と判断される場合は、<u>関係周辺市と安全協定第11条第1項に基づく立入調査（以下「立入調査」という。）（市は立入確認）を行うものとする。この際、県は、その他県内市町村に対して、その状況を連絡するものとする。</u></p> <p>イ 県は、立入調査を行う場合において、必要に応じて、鳥取県原子力安全顧問を<u>安全協定第11条第1項に規定する甲の職員として同行させるものとする。</u></p>				<p>(1) (略)</p> <p>(2) 立入検査の実施</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 関係周辺市は、県が島根原子力発電所に立入検査を行う場合において、その職員を安全協定<u>第11条第1項の現地確認（以下「現地確認」という。）</u>として同行させることができるものとする。</p> <p>⑥ (略)</p> <p>(3) <u>現地確認</u>の実施</p> <p>① 県は、原子力事業所周辺の安全を確保するため必要と判断される場合は、<u>関係周辺市町と安全協定又は国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター周辺環境保全等に関する協定書（以下「環境保全協定」という。）に基づき、現地確認を行うものとする。</u></p> <p><u>この際、県は、その他県内市町村に対して、その状況を連絡するものとする。</u></p> <p>② 県は、<u>現地確認の結果、周辺地域住民の安全確保のため必要があると認める場合は、原子力事業者に対して対応を求めるものとする。</u></p>				

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

修正案（令和4年5月）	修正前（令和3年3月）	備考
<p><u>ウ 県は、立入調査の結果、周辺地域住民の安全確保のため特別な措置を講ずる必要があると認める場合は、安全協定第12条の規定に基づき関係周辺市の意見を聴取し、中国電力に対して直接、又は国を通じ、適切な措置（原子炉の運転停止を含む。）を講ずることを求めるものとし、中国電力はこれに対し誠意をもって対応するものとする。</u></p> <p><u>エ 県は、立入調査実施後に、結果を取りまとめ公表するものとする。</u></p> <p><u>② 人形峠環境技術センター</u></p> <p><u>ア 県は、原子力事業所周辺の安全を確保するため必要と判断される場合は、関係周辺町と国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター周辺環境保全等に関する協定書（以下「環境保全協定」という。）に基づく現地確認を行うものとする。この際、県は、その他県内市町村に対して、その状況を連絡するものとする。</u></p> <p><u>イ 県は、現地確認の結果、周辺地域住民の安全確保のため必要があると認める場合は、日本原子力研究開発機構に対して対応を求めるものとする。</u></p> <p><u>ウ 県は、現地確認実施後に、結果を取りまとめ公表するものとする。</u></p> <p>第4節（略）</p> <p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 県は、平常時から関係機関、民間事業者等との間で協定を締結する等連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災地情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送、<u>避難者の運送</u>等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。</p> <p>(5)、(6)（略）</p> <p>第6節 情報の収集・連絡体制等の整備</p> <p>1～2.（略）</p> <p>3. 通信手段の確保 （略）</p>	<p><u>③ 県は、現地確認実施後に、結果を取りまとめ公表するものとする。</u></p> <p>第4節（略）</p> <p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 県は、平常時から関係機関、民間事業者等との間で協定を締結する等連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災地情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。</p> <p>(5)、(6)（略）</p> <p>第6節 情報の収集・連絡体制等の整備</p> <p>1～2.（略）</p> <p>3. 通信手段の確保 （略）</p>	<p></p> <p>・防災基本計画の修正反映</p>

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

修正案（令和4年5月）	修正前（令和3年3月）	備考
<p>(2) 通信手段・経路の多様化、多重化等 ①～⑤（略） <u>⑥ オンライン会議システムの活用</u> <u>県は、国、市町村等の関係機関との連絡を確保し、情報の共有を図るため、オンライン会議システムを必要に応じて常時接続して活用するものとする。</u> ⑦～⑩（略） 4、5.（略）</p> <p><b>第7節 緊急事態応急体制の整備</b> 1～19.（略）</p> <p><b>第8節 避難受入活動体制の整備</b> 1、2.（略） <b>3. 避難所等の整備等</b> (1) 避難所等の整備 県は、市町村に対して、地域防災センター、公民館等の公共的施設等を対象に、避難等を行うため、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための指定避難所等をあらかじめ指定し、<u>平時から、避難所の場所、収容人数等について</u>住民への周知徹底を図るよう助言するものとし、県は、原子力災害時の避難所の表示や原子力災害時の避難に必要となる物品の事前配備等周知徹底に当たって市町村と協力する。また、県は、関係周辺市等における指定緊急避難場所等の指定に当たっては、風向等の気象条件により指定緊急避難場所等が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮するよう助言するものとする。 （略） (2)、(3)（略） (4) 避難先の多重確保 県は、自然災害、新型コロナウイルスのような感染症流行等により、事前に定めた避難先が利用できなくなった場合に備え、県内に加え、<u>災対法及び</u>広域避難に係る応援協定に基づき、県外においても避難先を追加確保するよう努めるものとする。 さらに、県外避難先が、被災等のやむを得ない事情により事前に定めた人数の受入れができない場合には、国等に対し、その受入れができない部分についての受入れの調整を要請する。</p>	<p>(2) 通信手段・経路の多様化、多重化等 ①～⑤（略） <u>(新設)</u>  ⑥～⑨（略） 4、5.（略）</p> <p><b>第7節 緊急事態応急体制の整備</b> 1～19.（略）</p> <p><b>第8節 避難受入活動体制の整備</b> 1、2.（略） <b>3. 避難所等の整備等</b> (1) 避難所等の整備 県は、市町村に対して、地域防災センター、公民館等の公共的施設等を対象に、避難等を行うため、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための指定避難所等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るよう助言するものとし、県は、原子力災害時の避難所の表示や原子力災害時の避難に必要となる物品の事前配備等周知徹底に当たって市町村と協力する。また、県は、関係周辺市等における指定緊急避難場所等の指定に当たっては、風向等の気象条件により指定緊急避難場所等が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮するよう助言するものとする。 （略） (2)、(3)（略） (4) 避難先の多重確保 県は、自然災害、新型コロナウイルスのような感染症流行等により、事前に定めた避難先が利用できなくなった場合に備え、県内に加え、広域避難に係る応援協定に基づき、県外においても避難先を追加確保するよう努めるものとする。 さらに、県外避難先が、被災等のやむを得ない事情により事前に定めた人数の受入れができない場合には、国等に対し、その受入れができない部分についての受入れの調整を要請する。</p>	<p>・訓練結果の反映</p> <p>・防災基本計画の修正反映</p> <p>・所要の修正</p>

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

修正案（令和4年5月）	修正前（令和3年3月）	備考
<p>(5)、(6) (略)</p> <p>(7) 広域一時滞在に係る応援協定の締結          県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、<u>広域避難における居住者等及び広域一時滞在中における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。</u></p> <p>(8)～(12) (略)</p> <p>(13) 物資の備蓄に係る整備          県は、市町村と連携し、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄設備を確保し、食糧、飲料水、<u>携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション</u>、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資</u>等の備蓄を進めるとともに、避難所として指定された学校等における備蓄のためのスペース、通信設備の整備等について助言するものとする。</p> <p>4. 要配慮者等の避難誘導・移送体制の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>①、② (略)</p> <p>③ 在日・訪日外国人の災害対策を充実させるため、多言語情報の提供の充実と、わかりやすい日本語の活用を行う。特に、<u>原子力防災アプリ</u>、原子力防災パンフレットを多言語化する等平時から外国人対応に備えておくものとする。関係機関も外国語での避難誘導を行うように協力を求めるものとする。</p> <p>④ (略)</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>5、6. (略)</p> <p>7. 住民等の避難状況の確認体制の整備          県は、関係周辺市等が屋内退避又は避難のための立退きの指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくよう関係周辺市に対し助言するものとする。</p> <p>8、9. (略)</p> <p>10. 避難場所等・避難方法等の周知          県は、関係周辺市に対し、避難、避難退域時検査等、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難方法（バス等で避難する場合の一時集結所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物（ペット）との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等につい</p>	<p>(5)、(6) (略)</p> <p>(7) 広域一時滞在に係る応援協定の締結          県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結する等、<u>発災時</u>の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>(8)～(12) (略)</p> <p>(13) 物資の備蓄に係る整備          県は、市町村と連携し、<u>指定された</u>避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄設備を確保し、食糧、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄を進めるとともに、避難所として指定された学校等における備蓄のためのスペース、通信設備の整備等について助言するものとする。</p> <p>4. 要配慮者等の避難誘導・移送体制の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>①、② (略)</p> <p>③ 在日・訪日外国人の災害対策を充実させるため、多言語情報の提供の充実と、わかりやすい日本語の活用を行う。特に、原子力防災パンフレットを多言語化する等平時から外国人対応に備えておくものとする。関係機関も外国語での避難誘導を行うように協力を求めるものとする。</p> <p>④ (略)</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>5、6. (略)</p> <p>7. 住民等の避難状況の確認体制の整備          県は、関係周辺市等が屋内退避又は避難のための立退きの<u>勧告又は</u>指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくよう関係周辺市に対し助言するものとする。</p> <p>8、9. (略)</p> <p>10. 避難場所等・避難方法等の周知          県は、関係周辺市に対し、避難、避難退域時検査等、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難方法（バス等で避難する場合の一時集結所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物（ペット）との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等につい</p>	<p>・防災基本計画の修正反映</p> <p>・防災基本計画の修正反映</p> <p>・所要の修正</p> <p>・防災基本計画の記載反映</p>

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

修正案（令和4年5月）	修正前（令和3年3月）	備考								
<p>て、平時から住民への周知徹底に努めるよう助言するものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の緊急安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第9節、第10節 (略)</p> <p>第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備</p> <p>1、2. (略)</p> <p>3. 原子力災害医療活動用資機材及び原子力災害医療活動体制等の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県は、国と協力し、関係機関等と調整の上、国が示す指定要件に基づき指定又は登録を行った原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関（以下「協力機関」という。）について、概ね3年ごとに指定要件に合致しているか否かを確認する。</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>4、5. (略)</p> <p>6. 原子力防災支援拠点の整備</p> <p>(1) 県は、主に避難退域時検査会場開設に係る原子力防災資機材の一括管理を行う原子力防災支援拠点を、<u>主な避難方向である山陰道、国道9号方面及び米子自動車道方面にそれぞれ1箇所</u>整備し、避難退域時検査会場の速やかな開設等に資する後方支援体制を整備するものとする。</p> <p>(2) 緊急時における運用</p> <p>避難退域時検査会場の開設及び運営に係る推進並びに後方支援拠点とし、避難準備の段階で、拠点内で一括管理する原子力防災資機材の輸送を開始し、また他地域から原子力防災資機材等が融通された場合の資機材等受入・集積拠点としても利用するものとする。</p> <p>(3) 平時における運用</p> <p>原子力防災資機材の保守点検、原子力防災業務関係者に対する研修及び防災訓練の場所等として活用するとともに、住民に対する資機材に係る広報・啓発施設として利用するものとする。</p> <p><u>・表2-7 原子力防災支援拠点の概要</u></p> <p style="text-align: center;"><b>表2-7 原子力防災支援拠点の概要</b></p> <table border="1" data-bbox="210 1393 965 1468"> <thead> <tr> <th>所在地</th> <th>面積</th> <th>構造</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取市松原地内</td> <td>約 696.6 m<sup>2</sup></td> <td>鉄骨造</td> <td>整備中</td> </tr> </tbody> </table>	所在地	面積	構造	備考	鳥取市松原地内	約 696.6 m <sup>2</sup>	鉄骨造	整備中	<p>て、平時から住民への周知徹底に努めるよう助言するものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第9節、第10節 (略)</p> <p>第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備</p> <p>1、2. (略)</p> <p>3. 原子力災害医療活動用資機材及び原子力災害医療活動体制等の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県は、国と協力し、関係機関等と調整の上、国が示す施設要件に基づき指定又は登録を行った原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関（以下「協力機関」という。）について、概ね3年ごとに施設要件に合致しているか否かを確認する。</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>4、5. (略)</p> <p>6. 原子力防災支援拠点の整備</p> <p>(1) 県は、主に避難退域時検査会場開設に係る原子力防災資機材の一括管理を行う原子力防災支援拠点を整備し、避難退域時検査会場の速やかな開設等に資する後方支援体制を整備するものとする。</p> <p>(2) 緊急時における運用</p> <p>避難退域時検査会場の開設及び運営に係る推進並びに後方支援拠点とし、避難準備の段階で、拠点内で一括管理する原子力防災資機材の輸送を開始し、また他地域から原子力防災資機材等が融通された場合の資機材等受入・集積拠点としても利用するものとする。</p> <p>(3) 平時における運用</p> <p>原子力防災資機材の保守点検、原子力防災業務関係者に対する研修及び防災訓練の場所等として活用するとともに、住民に対する資機材に係る広報・啓発施設として利用するものとする。</p>	<p>・防災基本計画の記載反映</p> <p>・原子力災害対策指針の修正の反映</p> <p>・県の取り組み反映</p> <p>・県の取り組み反映</p>
所在地	面積	構造	備考							
鳥取市松原地内	約 696.6 m <sup>2</sup>	鉄骨造	整備中							

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

修正案（令和4年5月）	修正前（令和3年3月）	備考
<p>7～11. (略)</p> <p>第12節 (略)</p> <p>第13節 行政機関の業務継続計画の策定</p> <p>(1) 県は、災害発生時の災害対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立退きの指示等を受けた地域に含まれた場合の避難先をあらかじめ定めておく。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>第14節。第15節 (略)</p> <p>第16節 防災訓練等の実施</p> <p>1、2. (略)</p> <p>3. 実践的な訓練の実施と事後評価</p> <p>県は、訓練を実施するに当たり、<u>原子力防災訓練推進官の統括の下</u>、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用する等、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4. (略)</p> <p>第17節、第18節 (略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 緊急事態応急対策</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>1. 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡</p>	<p>7～11. (略)</p> <p>第12節 (略)</p> <p>第13節 行政機関の業務継続計画の策定</p> <p>(1) 県は、災害発生時の災害対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立退きの<u>勧告又は</u>指示を受けた地域に含まれた場合の避難先をあらかじめ定めておく。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>第14節。第15節 (略)</p> <p>第16節 防災訓練等の実施</p> <p>1、2. (略)</p> <p>3. 実践的な訓練の実施と事後評価</p> <p>県は、訓練を実施するに当たり、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用する等、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4. (略)</p> <p>第17節、第18節 (略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 緊急事態応急対策</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>1. 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡</p>	<p>・防災基本計画の記載反映</p> <p>・県の取り組み反映</p>

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

修正案（令和4年5月）	修正前（令和3年3月）	備考
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 警戒事態が発生した場合</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ <u>立入調査等</u>の実施          県は、原子力事業所周辺の安全を確保するため必要と判断される場合は、県の職員の安全が確保される範囲内で関係周辺市と<u>立入調査（市は立入確認）又は関係周辺町</u>と現地確認を行う。その際、原子力事業者等の応急対策を妨げないよう配慮するものとする。          なお、県が島根原子力発電所の<u>立入調査</u>を行う場合において、<u>必要に応じて</u>、鳥取県原子力安全顧問を安全協定第 11 条に規定する甲の職員として同行させるものとする。</p> <p>⑤ <u>適切な措置の要求</u>  <u>県は、立入調査の結果、周辺地域住民の安全確保のため特別な措置を講ずる必要があると認める場合は、安全協定第 12 条の規定に基づき関係周辺市の意見を聴取し、中国電力に対して直接、又は国を通じ、適切な措置（原子炉の運転停止を含む。）を講ずることを求めるものとし、中国電力はこれに対し誠意をもって対応するものとする。</u></p> <p>⑥ 連絡系統図          (略)</p> <p>(3) 原子力事業者からの施設敷地緊急事態発生通報があった場合</p> <p>① (略)</p> <p>② 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態であるか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について官邸（内閣官房）、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部に連絡するものとされている。また、国は、原子力防災管理者から施設敷地緊急事態発生通報を受けた場合、直ちに原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故現地合同対策本部を設置するものとされており、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、県及び関係周辺市町に対して、屋内退避の準備を行うよう、その他県内市町村に対しては、住民の避難等の防護措置の準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとされている。</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>⑥ <u>立入調査等</u>の実施          県は、原子力事業所周辺の安全を確保するため必要と判断される場合は、</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 警戒事態が発生した場合</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ <u>現地確認</u>の実施          県は、原子力事業所周辺の安全を確保するため必要と判断される場合は、県の職員の安全が確保される範囲内で関係周辺市町と現地確認を行う。その際、原子力事業者等の応急対策を妨げないよう配慮するものとする。          なお、県が島根原子力発電所の<u>現地確認</u>を行う場合において、鳥取県原子力安全顧問を安全協定第 11 条に規定する甲の職員として同行させる<u>ことができる</u>ものとする。  <u>(新設)</u></p> <p>⑤ 連絡系統図          (略)</p> <p>(3) 原子力事業者からの施設敷地緊急事態発生通報があった場合</p> <p>① (略)</p> <p>② 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態<u>宣言を發出すべきか</u>否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について官邸（内閣官房）、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部に連絡するものとされている。また、国は、原子力防災管理者から施設敷地緊急事態発生通報を受けた場合、直ちに原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故現地合同対策本部を設置するものとされており、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、県及び関係周辺市町に対して、屋内退避の準備を行うよう、その他県内市町村に対しては、住民の避難等の防護措置の準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとされている。</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>⑥ <u>現地確認等</u>の実施          県は、原子力事業所周辺の安全を確保するため必要と判断される場合は、</p>	<p>・安全協定改定の反映</p> <p>・安全協定改定の反映</p> <p>・防災基本計画の修正の反映</p> <p>・安全協定改定の反映</p>

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

修正案（令和4年5月）	修正前（令和3年3月）	備考
<p>県の職員の安全が確保される範囲内において関係周辺市と<u>立入調査（市は立入確認）又は関係周辺町と</u>現地確認を行う。その際、原子力事業者等の応急対策を妨げないよう配慮するものとする。</p> <p>なお、県が島根原子力発電所の<u>立入調査</u>を行う場合において、鳥取県原子力安全顧問を安全協定第11条に規定する甲の職員として同行させるものとする。</p> <p><u>⑦ 適切な措置の要求</u>  <u>県は、立入調査の結果、周辺地域住民の安全確保のため特別な措置を講ずる必要があると認める場合は、安全協定第12条の規定に基づき関係周辺市の意見を聴取し、中国電力に対して直接、又は国を通じ、適切な措置（原子炉の運転停止を含む。）を講ずることを求めるものとし、中国電力はこれに対し誠意をもって対応するものとする。</u></p> <p><u>⑧ 連絡系統図</u>          (略)</p> <p>(4) 県のモニタリングポストで施設敷地緊急事態発生 of 通報を行うべき数値の検出を発見した場合</p> <p>① 県は、<u>原子力事業者から</u>通報がない状態において、県が設置しているモニタリングポストにより、施設敷地緊急事態発生 of 通報を行うべき数値の検出を発見し、その原因が機器の故障等でないと判断される場合は、直ちに<u>原子力防災専門官並びに</u>島根原子力発電所及び人形峠環境技術センターに係るモニタリングを担当する島根原子力規制事務所の上席放射線防災専門官に連絡するとともに、必要に応じて原子力事業者を確認を行うものとする。また、所在県、市町村及び関係する指定地方公共機関等に連絡するものとする。</p> <p>なお、人形峠環境技術センターに係る場合は上齋原原子力規制事務所へも連絡する</p> <p>② 連絡を受けた<u>原子力防災専門官</u>は、直ちに原子力運転検査官と連携を図りつつ、原子力事業者に施設の状況確認を行うよう指示するものとされており、県はその結果について速やかに連絡を受けるものとする。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ <u>立入調査等の実施</u>          県は、原子力事業所周辺の安全を確保するため必要と判断される場合は、県の職員の安全が確保される範囲内で関係周辺市と<u>立入調査（市は立入確認）又は関係周辺町と</u>現地確認を行う。その際、原子力事業者等の応急対策を妨げないよう配慮するものとする。</p>	<p>県の職員の安全が確保される範囲内において関係周辺市<u>町</u>と現地確認を行う。その際、原子力事業者等の応急対策を妨げないよう配慮するものとする。</p> <p>なお、県が島根原子力発電所の<u>現地確認</u>を行う場合において、鳥取県原子力安全顧問を安全協定第11条に規定する甲の職員として同行させる<u>ことができる</u>ものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>⑦ 連絡系統図</u>          (略)</p> <p>(4) 県のモニタリングポストで施設敷地緊急事態発生 of 通報を行うべき数値の検出を発見した場合</p> <p>① 県は、通報がない状態において、県が設置しているモニタリングポストにより、施設敷地緊急事態発生 of 通報を行うべき数値の検出を発見し、その原因が機器の故障等でないと判断される場合は、直ちに島根原子力発電所及び人形峠環境技術センターに係るモニタリングを担当する島根原子力規制事務所の上席放射線防災専門官に連絡するとともに、必要に応じて原子力事業者を確認を行うものとする。また、所在県、市町村及び関係する指定地方公共機関等に連絡するものとする。</p> <p>なお、人形峠環境技術センターに係る場合は上齋原原子力規制事務所へも連絡する</p> <p>② 連絡を受けた<u>上席放射線防災専門官</u>は、直ちに原子力運転検査官と連携を図りつつ、原子力事業者に施設の状況確認を行うよう指示するものとされており、県はその結果について速やかに連絡を受けるものとする。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ <u>現地確認等の実施</u>          県は、原子力事業所周辺の安全を確保するため必要と判断される場合は、県の職員の安全が確保される範囲内で関係周辺市と現地確認を行う。その際、原子力事業者等の応急対策を妨げないよう配慮するものとする。</p>	<p>・安全協定改定の反映</p> <p>・所要の修正</p> <p>・所要の修正</p> <p>・安全協定改定の反映</p>

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

修正案（令和4年5月）	修正前（令和3年3月）	備考
<p>なお、県が島根原子力発電所の<u>立入調査</u>を行う場合において、鳥取県原子力安全顧問を安全協定第11条に規定する甲の職員として同行させるものとする。</p> <p><b>⑤ 適切な措置の要求</b>  <u>県は、立入調査の結果、周辺地域住民の安全確保のため特別な措置を講ずる必要があると認める場合は、安全協定第12条の規定に基づき関係周辺市の意見を聴取し、中国電力に対して直接、又は国を通じ、適切な措置（原子炉の運転停止を含む。）を講ずることを求めるものとし、中国電力はこれに対し誠意をもって対応するものとする。</u></p> <p><b>⑥ 連絡系統図</b>                  (略)                  (5)、(6) (略)                  (7) その他、安全協定又は環境保全協定に基づき原子力事業所周辺の安全を確保するため安全確認の必要があると認める情報等を入手した場合等県が必要と認めるときは、<u>立入調査若しくは現地確認</u>を行うものとする。</p> <p>図 (略)</p> <p><b>2. 応急対策活動情報の連絡</b>                  (1) (略)                  (2) 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）                  ① 原子力事業者の原子力防災管理者は、全面緊急事態発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府（原子力防災担当）、関係地方公共団体、県警察本部、所在市町の消防機関、最寄りの海上保安部署、<u>原子力規制事務所</u>等に同時に文書を送付するものとされている。さらに主要な機関等に対してはその着信を確認するものとされている。                  ②～⑥ (略)</p> <p>図 (略)</p> <p><b>3. (略)</b></p> <p><b>4. 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動</b>                  (1) モニタリング本部の設置及び緊急時モニタリング等の実施                  ①～④ (略)                  ⑤ 緊急時モニタリング実施計画の改訂                  国は、原子力災害対策指針、初動対応段階の緊急時モニタリングの結果及び</p>	<p>なお、県が島根原子力発電所の<u>現地確認</u>を行う場合において、鳥取県原子力安全顧問を安全協定第11条に規定する甲の職員として同行させる<u>ことができる</u>ものとする。  <u>(新設)</u></p> <p><b>⑤ 連絡系統図</b>                  (略)                  (5)、(6) (略)                  (7) その他、安全協定又は環境保全協定に基づき原子力事業所周辺の安全を確保するため安全確認の必要があると認める情報等を入手した場合等県が必要と認めるときは、<u>立入検査又は現地確認</u>を行うものとする。</p> <p>図 (略)</p> <p><b>2. 応急対策活動情報の連絡</b>                  (1) (略)                  (2) 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）                  ① 原子力事業者の原子力防災管理者は、全面緊急事態発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府（原子力防災担当）、関係地方公共団体、県警察本部、所在市町の消防機関、最寄りの海上保安部署、<u>原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官</u>等に同時に文書を送付するものとされている。さらに主要な機関等に対してはその着信を確認するものとされている。                  ②～⑥ (略)</p> <p>図 (略)</p> <p><b>3. (略)</b></p> <p><b>4. 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動</b>                  (1) モニタリング本部の設置及び緊急時モニタリング等の実施                  ①～④ (略)                  ⑤ 緊急時モニタリング実施計画の改訂<u>への参画</u>                  国は、原子力災害対策指針、初動対応段階の緊急時モニタリングの結果及び</p>	<p>・安全協定改定の反映</p> <p>・安全協定改定の反映</p> <p>・所要の修正</p> <p>・所要の修正</p>

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

修正案（令和4年5月）	修正前（令和3年3月）	備考
<p>EMCからの意見等に基づき、緊急時モニタリング実施計画を適宜改訂するものとされている。</p> <p>⑥ 緊急時モニタリング結果の共有  <u>国（EMC）は、緊急時モニタリングの結果の妥当性を判断した後、国が一元的に集約し、必要な評価を実施して、防護措置の判断等のために共有し、活用する。</u> 県は、原子力災害対策本部放射線班が評価した緊急時モニタリング結果及び関連情報を関係市町等と情報共有する。  <u>県モニタリング本部が実施した測定結果については、必要に応じてオフサイトセンターで行われる原子力災害合同対策協議会等で共有する。</u>            また県は、モニタリング情報共有システムを活用し、県から情報を送信し関係機関と情報を共有するとともに、他機関から情報を受信し、情報を共有するものとする。</p> <p>(2) 緊急時の公衆の被ばく線量の実測            県は、国及び指定公共機関と連携し、原子力緊急事態宣言発出後、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、発災後1週間以内を目途に緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの把握を、1か月以内を目途に放射性セシウム等の経口摂取による内部被ばくの把握を行うとともに、速やかに外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行うものとする。</p> <p>第3節（略）            図（略）</p> <p>第4節 避難、屋内退避等の防護措置            1. 避難、屋内退避等の防護措置の実施            （略）            (1) 島根原子力発電所において県が実施する対策            （略）            ①（略）            ②（略）            併せて、県は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講ずるよう指示された場合、緊急時モニタリング結果や、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたO I Lの値を超え、又は</p>	<p>EMCからの意見等に基づき、緊急時モニタリング実施計画を適宜改訂するものとされている。<u>モニタリング本部は、EMCと連絡調整を行いこの改訂に協力するものとする。</u></p> <p>⑥ 緊急時モニタリング結果の共有  <u>県は、EMCの一員として行った緊急時モニタリング結果の妥当性を確認し、関連情報を付加した上でEMCに報告する。その結果等についてEMCが妥当性を確認した上で、国が集約し、原子力災害対策本部放射線班が必要な評価を実施した後、EMC及びオフサイトセンター放射線班に送付及び関係機関に共有される。</u> 県は、原子力災害対策本部放射線班が評価した緊急時モニタリング結果及び関連情報を関係市町等と情報共有する。            また県は、モニタリング情報共有システムを活用し、県から情報を送信し関係機関と情報を共有するとともに、他機関から情報を受信し、情報を共有するものとする。</p> <p>(2) 緊急時の公衆の被ばく線量の実測            県は、国及び指定公共機関と連携し、原子力緊急事態宣言発出後、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、発災後1週間以内を目途に緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの把握を、1か月以内を目途に放射性セシウムの経口摂取による内部被ばくの把握を行うとともに、速やかに外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行うものとする。</p> <p>第3節（略）            図（略）</p> <p>第4節 避難、屋内退避等の防護措置            1. 避難、屋内退避等の防護措置の実施            （略）            (1) 島根原子力発電所において県が実施する対策            （略）            ①（略）            ②（略）            併せて、県は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講ずるよう指示された場合、緊急時モニタリング結果や、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたO I Lの値を超え、又は超えるお</p>	<p>・所要の修正</p> <p>・所要の修正</p>

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

修正案（令和4年5月）	修正前（令和3年3月）	備考
<p>超えるおそれがあると認められる場合は、市町村に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの指示（具体的な避難経路、避難先を含む。）等の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援その他の支援活動が必要な場合には市町村と連携し国に要請するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>一方で、県及び関係周辺市は、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴うおそれがあり、事態に照らし緊急を要するときは、住民等に対し、屋内での待避等の緊急安全確保措置を指示することができる。</p> <p>③（略）また、県は、市町村から求めがあった場合には、国の原子力災害対策本部による助言以外にも、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。</p> <p>④～⑩（略）</p> <p>(2) 人形峠環境技術センターにおいて県が実施する対策</p> <p>① 県は、原子力緊急事態宣言が発出された場合における内閣総理大臣の指示に従い、又は独自の判断により、市町村に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの指示等の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市町村と連携し国に要請するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 県は、避難のための立退きの指示等を行った場合は、避難対象区域を含む市町村に協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、国の原子力災害対策本部に対しても情報提供するものとする。</p> <p>④、⑤（略）</p> <p>2. 屋内退避の指示 （略）</p> <p>3. 避難所等の開設等 （1）～（4）（略）</p> <p>（5）県は、市町村と連携し、避難所の運営における男女共同参画を推進するとともに、性別によるニーズの違いに配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、</p>	<p>それがあると認められる場合は、市町村に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示（具体的な避難経路、避難先を含む。）の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援その他の支援活動が必要な場合には市町村と連携し国に要請するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>一方で、県及び関係周辺市は、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民等に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示することができる。</p> <p>③（略）また、県は、市町村から求めがあった場合には、国の原子力災害対策本部による助言以外にも、避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言するものとする。</p> <p>④～⑩（略）</p> <p>(2) 人形峠環境技術センターにおいて県が実施する対策</p> <p>① 県は、原子力緊急事態宣言が発出された場合における内閣総理大臣の指示に従い、又は独自の判断により、市町村に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市町村と連携し国に要請するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 県は、避難のための立退きの勧告又は指示等を行った場合は、避難対象区域を含む市町村に協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、国の原子力災害対策本部に対しても情報提供するものとする。</p> <p>④、⑤（略）</p> <p>2. 屋内退避 （略）</p> <p>3. 避難所等 （1）～（4）（略）</p> <p>（5）県は、市町村と連携し、避難所の運営における男女共同参画を推進するとともに、性別によるニーズの違いに配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、</p>	<p>・防災基本計画の修正の反映</p> <p>・防災基本計画の修正の反映</p> <p>・防災基本計画の修正の反映</p> <p>・防災基本計画の修正の反映</p> <p>・防災基本計画の修正の反映</p> <p>・所要の修正</p> <p>・所要の修正</p>

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

修正案（令和4年5月）	修正前（令和3年3月）	備考
<p>更衣室、授乳室の設置や生理用・女性用下着の女性による配布、<u>男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布による避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。</u></p> <p><u>(6) 県は、市町村と連携し、避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載する等女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>(8) 県は、国及び避難対象区域を含む市町村と連携し、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保及び避難所となった公共的施設等における日常活動の早期再開のために、必要に応じて、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めるものとする。</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p><b>4. 広域避難の実施</b></p> <p><u>(1) 市町村は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、当該市町村の区域外への広域的な避難、避難所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては、災対法及び県内の相互応援協定に基づき、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。</u></p> <p><u>(2) 県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。</u></p> <p><u>(3) 国は、都道府県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとされており、県は、市町村から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。</u></p> <p><u>(4) 県は、国、市町村及び運送事業者等と連携し、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(5) 県は、関係機関と連携し、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連</u></p>	<p>更衣室、授乳室の設置や生理用・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布による避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。</p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(7) 県は、国及び避難対象区域を含む市町村と連携し、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じて、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めるものとする。</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>・防災基本計画の修正の反映</p> <p>・所要の修正</p> <p>・防災基本計画の修正の反映</p>

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

修正案（令和4年5月）	修正前（令和3年3月）	備考
<p><u>絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。</u></p> <p><b>5. 広域一時滞在の実施</b></p> <p>(1) 被災市町村は、災害の規模、被災者の避難、受入状況、避難の長期化等に<u>鑑み</u>、被災市町村の区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等の<u>提供</u>が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める<u>ことができる</u>。</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>(4) 国は、市町村及び県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合において、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの<u>要求</u>を待ついとまがないときは、市町村の<u>要求</u>を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村及び当該市町村を包括する都道府県に代わって行うものとされている。</p> <p>(5)、(6) (略)</p> <p><b>6. 避難の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施</b></p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 避難退域時検査及び簡易除染は、次の手順に従って行うこととし、表面汚染検査用の放射線測定器、車両用ゲートモニター、大型除染テント等の資機材を用いて行う。また、県は複数の会場で避難退域時検査及び簡易除染を実施することを考慮し、資機材を効率的に輸送す</p> <p>① 自家用車やバス等の車両を利用して避難等をする住民等の検査は、乗員の検査の代用として車両の検査を行う。</p> <p>② 車両や携行物品の除染を講ずるための基準を超える場合には、乗員の代表者に対して検査を行う。</p> <p>③ 乗員の代表者がO I L 4 <u>を超える</u>場合には、乗員の全員に対して検査を行う。</p> <p>④ 車両以外で避難している住民等については、全員に対して検査を行う。</p> <p>⑤ 検査の結果、O I L 4 <u>を超える住民等、物品等の除染の基準を超える車両及び携行物品については簡易除染を行う。また、簡易除染によってもO I L 4を超える住民等は除染が行える原子力災害拠点病院等の機関で除染や必要な措置を行い、物品等の除染の基準を超える車両や携行物品は検査場所で一時保管等の措置を行う。</u></p> <p>(4) 車両に係る避難退域時検査等については、車両の動線が確保できる場所を確保</p>	<p><b>4. 広域一時滞在</b></p> <p>(1) 被災市町村は、災害の規模、被災者の避難、受入状況、避難の長期化等を<u>考慮し</u>、被災市町村の区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への<u>受入</u>が必要であると判断した場合において、<u>同一都道府県</u>内の他の市町村への受入れについては、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める<u>ものとされている</u>。</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>(4) 国は、市町村及び県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合において、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの<u>要請</u>を待ついとまがないときは、市町村の<u>要請</u>を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村及び当該市町村を包括する都道府県に代わって行うものとされている。</p> <p>(5)、(6) (略)</p> <p><b>5. 避難の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施</b></p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 避難退域時検査及び簡易除染は、次の手順に従って行うこととし、表面汚染検査用の放射線測定器、車両用ゲートモニター、大型除染テント等の資機材を用いて行う。また、県は複数の会場で避難退域時検査及び簡易除染を実施することを考慮し、資機材を効率的に輸送するよう努めるものとする。</p> <p>① 自家用車やバス等の車両を利用して避難等をする住民の検査は、乗員の検査の代用として車両の検査を行う。</p> <p>② 車両がO I L 4 <u>以下でない</u>場合には、乗員の代表者に対して検査を<u>行い、車両は簡易除染</u>を行う。</p> <p>③ 乗員の代表者がO I L 4 <u>以下でない</u>場合には、乗員の全員に対して検査を行う。</p> <p>④ 車両以外で避難している住民については、全員に対して検査を行う。</p> <p>⑤ 検査の結果、O I L 4 <u>以下でない住民等については簡易除染を実施し、それでもO I L 4以下でない場合は、医療機関等へ搬送して除染を行う。</u></p> <p>(4) 車両に係る避難退域時検査等については、車両の動線が確保できる場所を確保</p>	<p>・防災基本計画記載の反映</p> <p>・防災基本計画記載の反映</p> <p>・原子力災害対策指針の修正の反映</p>



鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

修正案（令和4年5月）	修正前（令和3年3月）	備考
<p><u>等及びその支援者の情報、避難所及び避難経路を盛り込んだ地図である支え愛マップ等の活用を検討するものとする。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。(略)</p> <p>(略)</p> <p>(4) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。(略)</p> <p>(5)、(6) (略)</p> <p><b>11. 学校等施設における避難措置</b>                      学校等施設において、児童生徒等の在校時に原子力災害が発生し、児童生徒等の保護者への引き渡し等が完了する前に避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に児童生徒等を避難させるものとする。また、児童生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき児童生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県又は市町村に対し速やかにその旨を連絡するものとする。</p> <p><b>12. 不特定多数の者が利用する施設における避難措置</b>                      駅その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設の利用者等を避難させるものとする。</p> <p>13. (略)</p> <p><b>14. 警戒区域の設定、避難の指示の実効性を上げるための措置</b>                      県は、国の原子力災害現地対策本部、関係機関等と連携し、市町村長等が設定した警戒区域又は避難を指示等した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導する等、警戒区域の設定、避難指示等の実効性を上げるために必要な措置をとるものとする。</p> <p>15. (略)</p> <p><b>第5節 治安の確保及び火災の予防</b>                      県は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの<u>勧告又は</u>指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。(略)</p> <p>(略)</p> <p>(3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの<u>勧告又は</u>指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。(略)</p> <p>(4)、(5) (略)</p> <p><b>11. 学校等施設における避難措置</b>                      学校等施設において、児童生徒等の在校時に原子力災害が発生し、児童生徒等の保護者への引き渡し等が完了する前に避難のための立退きの<u>勧告又は</u>指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に児童生徒等を避難させるものとする。また、児童生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき児童生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県又は市町村に対し速やかにその旨を連絡するものとする。</p> <p><b>12. 不特定多数の者が利用する施設における避難措置</b>                      駅その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し、避難のための立退きの<u>勧告又は</u>指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設の利用者等を避難させるものとする。</p> <p>13. (略)</p> <p><b>14. 警戒区域の設定、避難の<u>勧告・</u>指示の実効性を上げるための措置</b>                      県は、国の原子力災害現地対策本部、関係機関等と連携し、市町村長等が設定した警戒区域又は避難を<u>勧告、若しくは</u>指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導する等、警戒区域の設定、避難<u>勧告又は</u>指示の実効性を上げるために必要な措置をとるものとする。</p> <p>15. (略)</p> <p><b>第5節 治安の確保及び火災の予防</b>                      県は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確</p>	<p>・防災基本計画記載の反映</p> <p>・防災基本計画記載の反映</p> <p>・防災基本計画記載の反映</p> <p>・防災基本計画記載の反映</p> <p>・防災基本計画記載の反映</p> <p>・防災基本計画記載の反映</p>

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

修正案（令和4年5月）	修正前（令和3年3月）	備考
<p>保、火災の予防等について治安当局等関係機関と協議し、万全を期すものとする。特に、避難のための立退きの指示等を行った区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、速やかな治安の確保、火災の予防等に努めるものとする。</p> <p><b>第6節 飲食物の摂取制限及び出荷制限</b></p> <p>(1) 国は、放射性物質が放出された後、OILに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の摂取制限を実施するよう、関係地方公共団体に指示するものとされている。県は、国の指示に基づき、当該対象地域において、地域生産物の<b>摂取</b>制限及び<b>出荷</b>制限を実施するものとする。</p> <p>(2)、(3)（略）</p> <p><b>第7節（略）</b></p> <p><b>第8節 避難経路の確保</b></p> <p>1～3.（略）</p> <p><b>4. 降雪時の避難経路の確保</b></p> <p>県は、県が管理する道路について冬季の円滑な道路交通を確保するため、除雪計画を定め、これに基づき、降雪時において除雪<b>（集中除雪）</b>、広域迂回等を行う除雪体制を早期に構築し、迅速かつ適切な雪寒対策の実施に努めるものとする。</p> <p>また、県が管理する道路以外の道路については、県と緊密な連携の下、道路管理者の除雪計画に基づき、適切な除雪、凍結防止等の対策を行い、冬期間の交通の確保等に努めるものとする。</p> <p><b>第9節～第11節（略）</b></p> <p><b>第12節 行政機関の業務継続に係る措置</b></p> <p>(1) 県は、県の庁舎等の所在地が避難のための立退きの指示等を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知するものとする。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては児童生徒等の避難を優先した上で退避を実施するものとする。</p> <p>(2) この場合において、県は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。</p>	<p>保、火災の予防等について治安当局等関係機関と協議し、万全を期すものとする。特に、避難のための立退きの<b>勧告又は</b>指示等を行った区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、速やかな治安の確保、火災の予防等に努めるものとする。</p> <p><b>第6節 飲食物の摂取制限及び出荷制限</b></p> <p>(1) 国は、放射性物質が放出された後、OILに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の摂取制限を実施するよう、関係地方公共団体に指示するものとされている。県は、国の指示に基づき、当該対象地域において、地域生産物の<b>出荷</b>制限及び<b>摂取</b>制限を実施するものとする。</p> <p>(2)、(3)（略）</p> <p><b>第7節（略）</b></p> <p><b>第8節 避難経路の確保</b></p> <p>1～3.（略）</p> <p><b>4. 降雪時の避難経路の確保</b></p> <p>県は、県が管理する道路について冬季の円滑な道路交通を確保するため、除雪計画を定め、これに基づき、降雪時において除雪、広域迂回等を行う除雪体制を早期に構築し、迅速かつ適切な雪寒対策の実施に努めるものとする。</p> <p>また、県が管理する道路以外の道路については、県と緊密な連携の下、道路管理者の除雪計画に基づき、適切な除雪、凍結防止等の対策を行い、冬期間の交通の確保等に努めるものとする。</p> <p><b>第9節～第11節（略）</b></p> <p><b>第12節 行政機関の業務継続に係る措置</b></p> <p>(1) 県は、県の庁舎等の所在地が避難のための立退きの<b>勧告又は</b>指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知するものとする。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては児童生徒等の避難を優先した上で退避を実施するものとする。</p> <p>(2) この場合において、県は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。</p>	<p>・防災基本計画記載の反映</p> <p>・所要の修正</p> <p>・所要の修正</p> <p>・防災基本計画記載の反映</p>



鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

修正案（令和4年5月）	修正前（令和3年3月）	備考
<p><u>先コーディネートセンター</u>と調整した上で行うものとする。</p> <p>(2) 宿泊療養 <u>又は在宅療養</u>している軽症者や無症状者            宿泊療養 <u>又は在宅療養</u>している軽症者や無症状者については、<u>自家用車又は県の準備する車両にてUPZ外の</u>宿泊療養施設等に<u>避難</u>することを優先し、やむを得ない場合は一般の避難所に設けた専用室に<u>避難</u>した後、対応可能な宿泊療養施設等に<u>避難</u>するものとする。</p> <p>2. <u>濃厚接触者及び感染の疑いのある者の対応</u>  <u>濃厚接触者及び</u>感染の疑いのある者については、健康確認で問題が無い避難者と同じ避難をする。この際、自家用車による避難を優先するものとし、やむを得ず一般避難者と同じ避難バスに同乗する場合には、座席を空けるなど、可能な限り3つの密を避けるようにする。  <u>また、避難所では一般避難者とは区画を分けるように努めるものとし、</u>避難先地域に専用の避難所が設けられている場合は、専用の避難所に避難するものとする。</p> <p>3. (略)</p> <p>4. <u>感染者等の避難に関する情報の共有</u>  <u>県は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、在宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</u>            県及び市町村は、避難に際して感染者等に関する情報を適切に共有するものとする。</p> <p>第5節 (略)</p> <p>第6節 防災業務関係者の感染症対策            1. 感染症対策            防災業務関係者は、常に感染症の危険性があることに注意し、<u>健康管理やマスク着用を徹底する等</u>感染症対策を行い個人及び第三者への感染を防止するものとする。</p> <p>2. (略)</p> <p>第7節 (略)</p>	<p><u>ス感染症入院医療トリアージセンター</u>と調整した上で行うものとする。</p> <p>(2) 宿泊療養している軽症者や無症状者  <u>県は、</u>宿泊療養 (<u>適切な者は自宅療養</u>) している軽症者や無症状者について、<u>感染症対策を行った避難車両を準備し、避難先地域に開設している</u>宿泊療養施設等に<u>搬送</u>することを優先し、やむを得ない場合は一般の避難所に設けた専用室に<u>搬送</u>した後、対応可能な宿泊療養施設等<u>を確認し、すみやかに移送</u>するものとする。</p> <p>2. <u>感染の疑いのある者の対応</u>            感染の疑いのある者については、<u>健康確認で問題が無い避難者と同じ避難をする。この際、</u>自家用車による避難を優先するものとし、やむを得ず一般避難者と同じ避難バスに同乗する場合には、座席を空けるなど、可能な限り3つの密を避けるようにする。  <u>なお、</u>避難先地域に専用の避難所が設けられている場合は、専用の避難所に避難するものとする。</p> <p>3. (略)</p> <p>4. <u>感染者等の避難に関する情報の共有</u>            県及び市町村は、避難に際して感染者等に関する情報を適切に共有するものとする。</p> <p>第5節 (略)</p> <p>第6節 防災業務関係者の感染症対策            1. 感染症対策            防災業務関係者は、常に感染症の危険性があることに注意し<u>て、</u>感染症対策を行い個人及び第三者への感染を防止するものとする。</p> <p>2. (略)</p> <p>第7節 (略)</p>	<p>・名称変更</p> <p>・所要の修正</p> <p>・所要の修正</p> <p>・防災基本計画の修正の反映</p> <p>・防災基本計画の修正の反映</p>

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

修正案（令和4年5月）	修正前（令和3年3月）	備考
<p style="text-align: center;"><b>第6章 武力攻撃事態等における対応</b></p> <p><b>第1節 基本方針</b>  <u>原子力発電所に対するいかなる武力攻撃等も国連憲章、ジュネーブ諸条約第1追加議定書等の国際法及びIAEA憲章の違反である。</u>  <u>その上で、原子力発電所に対する武力攻撃等については、安全保障体制と事業者規制の両面から安全が確保されることになっている。</u>  <u>万が一原子力発電所への武力攻撃等（武力攻撃原子力災害）が発生した場合は、基本的には地域防災計画（原子力災害対策編）の定めと同様の措置を講ずるが、県は国民保護計画に基づき、関係機関と連携し、適切に対処する。この際、武力攻撃事態等が認定されるまでは地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、実状に応じた切れ目のない対応を行う。</u></p> <p><b>第2節 武力攻撃事態等に係る対応</b></p> <p><b>1. 平素からの備え</b>  <u>県は、関係機関と連携し、必要な情報を確保するとともに、実動組織と緊密な連絡をとりつつ、専門的知見に基づき、国民保護計画との整合について、不断の点検と必要な訓練を行う。</u></p> <p><b>2. 武力攻撃事態等における対応</b></p> <p>(1) <u>弾道ミサイル及び航空攻撃への対応</u>  <u>県は、地域防災計画等により、原子力災害対策指針の考え方に基づき対応するが、UPZで先に行われる屋内退避の一律的な対応ではなく、武力攻撃により県民に対する放射線の重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響を低減するための防護措置を行うため、国と連携し、実状に応じた防護措置を行うものとする。</u></p> <p>(2) <u>武力攻撃事態前の対応</u>  <u>県は、災害対策本部を設置し、関係機関と連携し、必要な準備と対応を行う。</u>  <u>危険が切迫している場合や、緊急に広域的な対応が必要になる場合等国の指示を待ついとまがない場合は、必要に応じて速やかに実状に応じた避難等の防護措置を指示する。</u>  <u>また、必要な場合は、国及び原子力事業者に対して、原子炉の運転停止を要請するものとする。</u></p> <p>(3) <u>武力攻撃事態等における対応</u>  <u>県は、武力攻撃事態等においては、国から国民保護対策本部設置の指定があった場合は、災害対策本部を速やかに県国民保護対策本部に移行し、円滑な対応を行う。</u>  <u>この際、関係機関と密接に連携し、武力攻撃に対する専門的知見に基づき、地域防災計画（原子力災害対策編）及び広域住民避難計画を準用して迅速かつ</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p>・所要の修正</p>

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

修正案（令和4年5月）	修正前（令和3年3月）	備考
<p><u>的確な国民保護措置を行う。</u>  <u>その他モニタリング等の必要な措置を地域防災計画（原子力災害対策編）及び広域住民避難計画の定め例により行う。</u>  <u>(4) 住民等への情報提供</u>  <u>県は、住民等に対して国民保護措置に関する正確で、かつ、十分な情報を提供し、県民の不安と混乱を防止する。</u>  <u>3. 緊急対処事態における対応</u>  <u>武力攻撃事態等における対応に準じて行う。</u>  <u>4. 体制の確保等</u>  <u>県は武力攻撃事態等の認定までの間は、必要な場合、災害対策本部を設置し、対法により対応するものとし、武力攻撃事態等が認定された場合は、県国民保護対策本部を速やかに設置し、切れ目なく必要な国民保護措置を行う。</u>  <u>この際、災害対策本部に自衛隊等の連絡官その他必要な隊員の派遣の要請を行う。</u>  <u>5. 訓練の実施</u>  <u>県は、関係機関と連携し国民保護訓練との有機的な連携に配慮した実践的訓練を実施するとともに、訓練後は事後評価を適切に行い、国民保護計画との整合性の確認及び避難計画等への反映を行う。</u>  <u>特に、状況不明下による初動において、事態のいかんにかかわらず、災害対策基本法による措置と国民保護法による措置がリンクできて、迅速かつ的確な対応を行うことが出来るよう、武力攻撃原子力災害への対処について、地域防災計画（原子力災害対策編）の定めと同様の措置を講ずることが出来るよう訓練するものとする。</u></p> <p>第7章 原子力災害中長期対策  (略)</p>	<p>(略)</p> <p>第6章 原子力災害中長期対策</p>	